

平成29年第1回伊賀市議会（定例会）

請 願 文 書 表 （ 追 加 分 ）

平成29年2月24日

1 受理番号	請願第40号
2 受付年月日	平成29年2月20日
3 請願者の住所及び氏名	伊賀市ゆめが丘一丁目1番地4 伊賀市ゆめぼりすセンター運営委員会 委員長 中村伊英
4 請願の件名	伊賀市ゆめぼりすセンターの指定管理において、現指定管理者の1年間延長を求めることについて
5 請願の要旨	<p>伊賀市ゆめぼりすセンターの設置及び管理に関する条例（以下「設置管理条例」という。）及び市との協定書並びに指定管理者制度運用マニュアルに基づいて事業実施するため、第1期指定管理期間が満了する平成29年3月31日までに、過去の例にならって、現指定管理者（特定非営利活動法人市民福祉ネットワークみえ）に指定管理の1年間延長をお願いいたします。</p> <p>平成29年2月13日の本会議（開会日）に採決された「ゆめぼりすセンターの平成29年4月1日以降の新たな指定管理者に関する議案」は、反対意見を投じていただいた市議の皆様のおかげをもって、賛成少数で否決となりました。ゆめぼりすセンターにはその後、市民、市民団体からたくさんの連絡がありました。皆様からの主なご意見は、要約すると「市民活動支援の代表としての市民団体が指定管理に携わってそれなりに成果を出していたと思っていたのに、なぜ今回、指定管理者が非公募で特定の住民自治協議会に市の指名のような形になるのか。」「中間支援が市の直営に戻るとは一体、何が起こっているのか。」の2点が大半でした。</p> <p>当運営委員会では、ゆめぼりすセンターの運営改善のための助言をこの2年間行うとともに、ゆめぼりすセンターが当初構想されていたような市民活動支援センターの機能を十全に発揮するために、市担当課（地域づくり推進課）を交え協議を重ねてきました。その結果、市担当課と市議会に、「伊賀市ゆめぼりすセンターに関する提言」を昨年7月28日に提出しました。その後、9月1日に市長名で「ご指摘いただいた部分を整理し、今後、市民活動支援の充実が図られるよう、ゆめぼりすセンターの指定管理者制度の運用を行っていきたい」との回答を得ています。しかし開会日の議案提出は、今まで積み重ねてきた協議の経緯やそれを踏まえた提言の内容、方向性とは全く別のものです。</p> <p>市民福祉ネットワークみえが指定管理者として行ってきたゆめぼりすセンターの施設運営と市民活動支援センターとしての市民活動支援の質は、3年間の経験の積み重ねと市井の方々の地域活動の積み重ねの延長線上でこそ担保できるものだと思います。平成25年4月～5月に市内の全自治協とNPOの計100団体を対象に行われた「伊賀市市民活動支援センターに関する調査結果」によれば、市民活動支援センターの中間支援機能は、行政が直接行うには限界があるので、柔軟性と専門性のあるNPOに委託すること（公設民営）が望ましいとの結果が出ています。それも踏まえて設置管理条例は平成25年12月議会での審議の結果、改正されました。市民は自らその条例の目的とするところの実現に向けての行動をするということを喚起していかねばなりません。</p> <p>市直轄という市提案に至った経緯にも疑問が残ります。そもそも指定管理団体の公募が昨年9月にあったときに、市担当課とそれま</p>

	<p>での2年間にわたる協議・合意に基づき、市民によって設立されたNPOが応募しました。しかし、どのようなわけか、適格とは認められないとの結果になりました。市指定管理者選定委員会での審議が、まさに中間支援活動の適正を問うに応じたものであったかどうかは、今後の指定管理審査のあり方に照らしても、ただしていただく必要があると思います。</p> <p>その後、伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例のいわゆる「第5条による非公募選定」に至りました。これには拙速を感じるどころであり、指定管理団体の再公募や、指定管理者への延長の打診という、設置管理条例により整合性の近い取り組みを図るべきではなかったのでしょうか。</p> <p>市担当課からは、「平成29年2月20日の本会議に、市直轄の議案を上程する」との内々の通告があり、当運営委員が「そのような異例の方針ばかり提出していると、利用者から迷走にしか映りませんよ。仮にその議案も議会にて否決されたら市民への説明も大変困難ですよ」と意見すると、「否決された場合は、ゆめぼりすセンターは閉鎖する」との返答がありました。</p> <p>そのような極端な状況は、市民の願うところではありません。あくまでも市民に利する運営を第一義にとらまえ、指定管理者の指定管理期間延長をご決断いただき、市民福祉ネットワークみえにはその任に引き続きあたっていただくべきであると考えます。市民福祉ネットワークみえとしても、それで異存はないとのことでした。</p> <p>ゆめぼりすセンターは、この3年間の指定管理期間中、市民活動に関する相談件数や会議室、印刷機の利用件数が確実に増加しています。指定管理者制度導入が決定されてからこの間、市の設置目的に関する様々な条例の趣旨や関連する文書、その趣旨に立脚する施策評価シート及び総合計画等々、公表された各種文書から考察し、現在の利用状況の実績値から考えても、ゆめぼりすセンターの存続と機能の向上をこそ図るべきだと思われまます。</p> <p>繰り返しになりますが、拙速な措置により、市民としての便益が損なわれてしまうことがないようご判断いただきたい。市民活動支援センターとしてのゆめぼりすセンターは、伊賀市自治基本条例第36条をみるまでもなく、伊賀市、伊賀市民、自治組織を含む市民団体にとって重要な役割を果たしています。それを前進させるよう、諸賢の賢明なる熟慮とご判断をお願いいたします。</p>
6 紹介議員	森岡昭二
7 付託委員会	総務常任委員会